動物取扱業者の指導育成策について (答申)

平成11年3月

東京都動物保護管理審議会

動物取扱業者の指導育成策について(答申) 目 次

	ぺー:	ジ
はじぬ	かに	1
動	物取扱業の現状	
1	東京における動物取扱いの現状	1
(1)	飼育動物の増加と多様化	
(2)	流通の現状	
(3)	動物取扱業の増加	
(4)	実態調査結果等の概要	
(5)	意識調査結果の概要	
2 重	動物取扱業に関する規制・指導の現状と問題点	5
(1)	都条例による規定	
(2)	都条例による規制・指導の現状と問題点	
(3)	国による規制・指導	
(4)	他自治体の規制・指導	
(5)	諸外国の状況	
基	本的な考え方	
1 重	動物取扱業者の社会的役割	8
(1)	動物愛護	
(2)	危害防止	
(3)	動物由来感染症の予防	
(4)	良好な生活環境の維持	
(5)	自然環境の保護	
2 重	协物取扱業者に求められる条件	9
(1)	施設の整備	
(2)	適正な飼育管理	
(3)	専門知識	
動	物取扱業者の指導育成に向けて	
1 重	助物取扱業に関する新たな制度の導入	10

(1)	対象の拡大		
(2)	登録制の導入		
(3)	指導基準の整備		
(4)	動物取扱責任者の配置		
(5)	優良施設の認定等		
2 指導体制の整備 13			
(1)	効果的な監視指導体制の確立		
(2)	民間団体と行政との連携協力		
おわり) に	.5	

はじめに

今日、飼育動物の位置付けは、「ペット」から生活の伴りょを意味する「コンパニオンアニマル」へと変化し、その数が増加しつつあるとともに、「エキゾチックアニマル」の言葉に象徴される外来野生動物¹⁾が飼育されるなど、飼育動物の種類の多様化も進んでいる。

動物は商行為の対象とはなっているが、一般の商品と異なり、飼い主にとっては家族と同じくらい精神的に大きな存在にもなる。反面、取扱方によっては、動物にとって虐待となるだけでなく、近隣への迷惑や傷害・感染症等による人への危害を及ぼす性格を併せ持つ。そのため、動物愛護の視点を踏まえた適正な取扱いや危害の防止に配慮した取扱いが重要である。「人と動物が共生する潤いのある街づくり」の実現に向け、多数の動物を専門に取り扱う動物取扱業者の果たす社会的役割と責務は、ますます大きくなってきている。

当審議会では、このような観点に立ち、動物取扱業者に対する今後の指導育成策の在り方について審議し結論を得たので、次のとおり答申する。

1)外来野生動物:ここでは、国外で捕獲若しくは繁殖されて輸入された外国原産の動物又は国内で繁殖された外国原産の動物を指す。

動物取扱業の現状

1 東京における動物取扱いの現状

(1) 飼育動物の増加と多様化

東京都における動物飼育の傾向をみると、犬では平成9年度末現在で約28万8千頭が登録されており、その数は年々増加している。一方、東京都が実施した「猫の飼育実態調査」によると、猫は約105万頭が飼育されていることが推計された。今日では、飼育動物を生活の伴りょとする考

え方も広まっており、動物の飼育は今後さらに増加すると考えられる。

また、近年、居住環境の変化やマスメディアの影響により、イグアナなどのは虫類や、アライグマのような外来野生動物の飼育が流行するなど、飼育動物の種類が多様化する傾向がみられ、それらの逸走事件が報道されることも多い。これまで家庭で飼われることのなかった野生動物等の飼育は、今後も引き続き拡大することが懸念される。

外来野生動物を飼育するには、専門知識や高度な技術等が必要なので、一般に飼育は困難である。また、安易に飼育することは、動物愛護面の問題のみならず、動物の逸走や遺棄が生じた場合に、生態系の破壊など自然環境への影響、動物由来感染症を媒介する危険性も併せ持っている。

(2) 流通の現状

飼育動物の流通は、一般に繁殖者で生産され卸売業者を経て、小売業者から飼い主の手に渡っている。しかし、近年では、インターネット等の広告により外国からも購入できるなど、販売ルートの多様化が見られる。また、犬については、各地で開かれる市(オークション)からの仕入れが増加している。

輸入の場合は、輸入業者から卸売業者を経て小売業者により販売されているほか、個人による輸入もある。輸入される動物の正確な種類や数については、ほとんど把握されていない。

流通する動物の種類には流行があり、過去には、エリマキトカゲ、アライグマ、イグアナ、最近では卯年にちなんでウサギの販売が伸びているといわれている。また、犬においても人気犬種の変遷が目まぐるしい。さらに、幼齢で販売される動物も多く、そのことが原因で病気感染などの苦情も発生している。

(3) 動物取扱業の増加

動物取扱業の届出件数は、売買業、保管業、美容業の分野を中心に昭和62年度末の687施設から平成9年度末の921施設へと、ほぼ一貫して増加してきている。都民にとって、飼育動物の購入やペットホテルや美容

業の利用などの点で、動物取扱業は、今後ますます身近な存在になっていくと考えられる。

しかし、動物取扱業は多数の動物を扱うため、個々の動物の生理等に 配慮が不十分な飼育管理、悪臭や鳴き声、羽毛の飛散による近隣への生 活環境被害の発生、動物由来感染症の問題などが指摘される場合もある。 また、飼育に高度な知識を要するため、家庭では飼いきれない動物も安 易に売られることがある。

(4) 実態調査結果等の概要

平成10年度、東京都では動物取扱業340施設を対象に「東京都内における動物取扱業実態調査」が行われた。また、平成7年度から平成9年度までの間に、「飼育動物における人畜共通感染症起因菌等の保有状況調査」が実施されている。これらの調査により、動物取扱業の現状には次のような問題があることが明らかにされている。

周辺環境への配慮

施設の構造や設備の面では、逸走防止、臭気防止、羽毛やほこり等の飛散防止などの設備が不十分な施設も多く存在した。

施設の維持管理の面では、施設等の外側に臭気や騒音の悪影響を与えている割合は少ないものの、強い臭気を出している施設は騒音も大きい場合が多く、管理上問題のある施設は両項目とも不適当な状態となる傾向があった。

動物由来感染症に対する配慮

ペットショップで管理されているモルモットやカメなど広汎な動物 種からクラミジアやサルモネラなどが検出された。

また、施設の消毒頻度には営業者により大きな差が見られるとともに、動物飼育施設と居住空間が分離されていない施設や施設内専用の 衣類を使用していない動物取扱業者も多かった。

動物の飼育管理

売買業では、道路面に向けた展示や日除けなしの展示をしている施 設も数多く存在した。病気り患の記録やワクチン接種、動物に必要な 運動の実施など、動物の健康管理への配慮状況にも、施設ごとに大きな差があった。

また、販売に当たって、購入者に飼育方法の説明を行わない営業者 も存在することが明らかとなった。販売先の記録は、売買業の半数強 が実施するにとどまっており、人が動物由来感染症に感染した際の追 跡調査を困難にする一因となっている。

従業者教育

従業者に何らかの資格を求めている施設や従業者教育の制度を設けている施設は、全体の半数に満たず、専門知識や技術を有する従業者の配置に消極的な傾向があった。また、動物由来感染症についての知識が乏しいことも明らかとなった。

このため、動物の飼育管理に十分な配慮が行き届かなかったり、販売時に購入者への正しい説明等が行われにくいことが懸念される。

特定動物への対応

東京都では、「東京都動物の保護及び管理に関する条例」(以下「都条例」という。)でサル、ワニ、毒へビ等の危険な動物を特定動物として指定し、飼育に当たっては許可制としている。特定動物の許可制度を知っていると答えた従業者は半数に及ばず、許可対象動物の種類についての知識も乏しいなど、法令に関する知識は極めて低く、特定動物の無許可飼育を助長し危害を生じる可能性も懸念される。

(5) 意識調査結果の概要

東京都が平成10年度に「動物取扱業に関する営業者の意識調査」を行ったところ、届出済業者の4割弱(330施設)から回答を得た。

この結果によると、およそ半数が都条例対象となる業種の拡大に賛同し、また、施設の衛生基準や動物取扱業者の資格制度が必要と考え、野生動物の取扱いには制限を求める意見が大多数を占めた。

このことから、業界内にも動物取扱業の現状を改善しようとする意欲が高いことが推察された。

2 動物取扱業に関する規制・指導の現状と問題点

(1) 都条例による規定

届出義務の対象

都条例では、「動物取扱業」を、「施設を設置し、動物の売買、貸出し、保管、訓練その他規則で定める行為を業として行うことをいう。」と規定し、「動物取扱業」を営む者に対し届出義務を課している。また、「動物」とは「人の飼養(保管を含む。以下同じ。)する動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの」を指し、「施設」とは「動物を飼養するための工作物」と定義されている。

なお、規則では、以下の6業種を動物取扱業の対象としている。

- ·**売買:**動物個体の販売。「ペットショップ」など。
- ・保管:動物を預かって施設内で管理。「ペットホテル」など。
- ·訓練又は調教:「訓練所」など。
- ・**貸出し:**撮影などのために動物を貸し出す。「動物プロダクション」など。
- ・輸出又は輸入: 動物個体の輸出入。
- ・美容又は装飾:犬猫などの被毛、つめなどの手入れを行う。「トリ ミング」など。

対象とならない業種

都条例上の動物取扱業とならない業種には、以下のようなものがある。これらの中には、都条例制定時以降に顕著になってきた新たな販売形態や業種もある。

- ア 取り扱う動物が、都条例の「動物」に当たらない場合。魚類、両生 類、昆虫などの取扱い。
- イ 行為が、規則に示した6業種以外の場合。イベント(展示、興行)、 動物園、実験動物施設、動物病院など。
- ウ 施設を持たない場合。ブリーダー、露天販売、通信販売など。

(2) 都条例による規制・指導の現状と問題点

指導基準の未整備等

平成9年度末現在、動物取扱業として921施設の届出がある。業種ごとにみると、売買621施設、保管318施設、美容又は装飾510施設の3業種が大部分を占めている。²⁾

都条例では、動物取扱業のみを対象とした具体的な指導基準などの 特段の定めはないため、届出施設についても、飼い主と同等の責務が 課せられるにとどまっている。

東京都では、平成4年度の東京都動物保護管理審議会答申を受け、 平成6年度から動物取扱業者の監視指導を行い実態把握を進めるとと もに、動物愛護精神や動物由来感染症の知識の普及を目的に、年に一 度、営業者を対象とした適正飼育講習会を開催している。

しかし、動物取扱業者が施設や取扱動物の変更に伴う変更届出を行わなかったり、廃業届が提出されずに廃業するなどの例も多く、届出 義務についての理解は十分ではない。

2)一部重複届出を含む。

苦情処理等

動物取扱業に関する苦情には、悪臭や鳴き声による生活環境への被害、動物由来感染症の発生など動物による危害、極端に狭いケージでの管理など動物愛護上の問題などがある。こういった問題がある動物取扱業者に対しては、飼い主と同様に都条例に基づいて、指導を行っている。

一方、消費者相談窓口には、購入直後の動物の死亡や品種を偽った 販売による被害等の相談が寄せられている。

(3) 国による規制・指導

「動物の保護及び管理に関する法律」には、動物取扱業の規定はない。 同法に基づく「犬及びねこの飼養及び保管に関する基準」では、犬又は 猫の所有者等が守るべき事項を、「展示動物等の飼養及び保管に関する 基準」では、動物の管理者等が守るべき事項を、それぞれ規定している。 これら二つの基準とも、動物の健康及び安全の保持、危害防止、生活環 境の保全等の観点に立った内容となっているが、その対象としては動物 取扱業者も一般の飼い主と区別されていない。

また、厚生省通知「ペット動物(犬、猫)由来人畜共通伝染病予防方策について」では、各都道府県及び政令市が営業者に対する衛生指導等を行うこととしている。

(4) 他自治体の規制・指導

総理府によると、平成9年度末現在、東京都のほか10県2市が動物取扱業に関して条例で規定を設けている。これらの県市すべてが、東京都と同様、営業者に対し届出義務を課しているが、未届に対する罰則は定めていない。

営業者の守るべき事項を規定しているのは4県、顧客への説明義務を 課しているのは5県である。施設基準を規定しているのは新潟県のみで あるが、数値等による具体的な基準とはなっていない。茨城県では、営 業者に対する衛生管理講習会の実施や動物の適正かつ衛生的な飼育管理 に関する指導助言を行う等、行政の役割について規定している。また、 兵庫県では届出施設に対し、届出済証を交付している。

(5) 諸外国の状況

諸外国においては、法律により動物取扱業者に対する規定を設けているところがあるが、その多くは動物愛護を主眼としている。

営業に際しては、オーストラリア・ビクトリア州のように登録制としているところやイギリスのように許可制としているところもある。

営業者の守るべき事項として、一般的に、適切な給餌給水を行うことや幼齢動物の販売禁止が定められているほか、オーストラリアのビクトリア州やニューサウスウエールズ州のように、動物種ごとに施設基準を定める等、動物愛護に特に配慮した規定を持つところがある。また、動

物由来感染症の予防を目的として、手洗いの設置や施設の清掃・消毒等の規定や、法の規定に違反していないかどうかを定期的に点検する自主管理制度を設けている例がある。

基本的な考え方

「人と動物が共生する潤いのある街づくり」を進めるには、動物にとって 適切な飼育環境を整えるとともに、動物を飼う人にとっても飼わない人にと っても健康で快適な環境を守ることが重要である。

このため、専門的に多数の動物を取り扱い、一般の飼い主とも密接にかかわることのできる動物取扱業者には、動物飼育にかかわる正確な知識を普及し、すべての飼育動物が適正に飼育されるよう、飼い主のリーダーともいえる社会的役割を果たすことが期待されている。

1 動物取扱業者の社会的役割

動物取扱業者には、次の五つの視点からその社会的役割を果たすことが望まれる。

(1) 動物愛護

動物の生理、習性等を正確に理解するとともに、動物に対する健康保持やストレスの軽減を図るよう適正に飼育管理することが必要である。

また、病気の動物や購入希望者の居住環境に適していない動物などは 販売すべきではない。

(2) 危害防止

動物は取扱方によっては、人に危害を与える可能性があることを十分 理解し、安全に配慮し管理することが不可欠である。

(3) 動物由来感染症の予防

動物由来感染症は200種類以上あるといわれ、その原因はウイルス、細菌から寄生虫まで多岐にわたる。動物には無症状であっても人に感染す

れば症状を現すものもあり、衛生面の知識や適正な飼育管理が必要である。

(4) 良好な生活環境の維持

多数の動物を取り扱う場合には、鳴き声や動物の臭い、羽毛の飛散などにより、周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがある。このため、営業者には、適正な施設管理や飼育管理が要求される。

(5) 自然環境の保護

外来野生動物の中には、国内の一部で既に問題となっているアライグマのように、逸走や遺棄等が原因で野外で繁殖し、日本固有の生態系に悪影響を与えることが懸念されるものもある。また、外来野生動物は現地で捕獲されたものもあり、原産地の生態系を破壊するおそれが指摘されている。

また、外来野生動物を飼育するには、専門知識や高度な技術が必要であり、一般に動物にとって良好な飼育環境を与えることは困難である。 このため、外来野生動物の輸入販売は、極力行わないようにすべきで

ある。

2 動物取扱業者に求められる条件

(1) 施設の整備

施設は、動物を保管する場であるとともに、従業者や顧客等が出入りする空間でもある。このため、動物の習性に適した飼育環境が整備され、かつ逸走防止や衛生確保等にも配慮した構造や設備が整っていることが必要である。

(2) 適正な飼育管理

動物や施設を管理するに当たっては、人と動物の双方にとって健康と

快適性が確保されねばならない。このため、動物の健康管理や施設の清掃・消毒等が適切に行われると同時に、仕入・販売先の記録等、動物由来感染症発生時への備えを含め、適正な飼育管理がなされる必要がある。

(3) 専門知識

従業者は、動物に関する知識や適正飼育の方法を普及する上で最も効果的な立場にある反面、飼い主との十分なコミュニケーションがなければ、安易な動物飼育やそれによる弊害を助長しかねない。このため、従業者には顧客に対し、十分な助言や指導ができる知識が求められる。

動物取扱業者の指導育成に向けて

動物取扱業者がその社会的役割を適切に果たせるようにするため、以下の指導育成策を提案する。

1 動物取扱業に関する新たな制度の導入

(1) 対象の拡大

これまでの都条例による届出義務は、実態把握を主な目的としており、対象となるものは6業種に限定されている。しかし、近年では、人と動物を取り巻く状況は大きく変化し、動物を扱う業種も多様化している。今後、基準等に基づいた指導育成を実効あるものとするためには、現対象6業種に加え、新たにイベントでの動物展示、露天販売等も対象としていくべきである。

また、ブリーダーや実験動物施設等についても、今後は営利非営利にかかわらず、その社会的な影響の大きさに着目し、一定の規模以上のものは対象に含めることを検討すべきである。

(2) 登録制の導入

現在の届出制は、実態把握を目的とした行政に対する通知行為の定め

であり、動物取扱業者がその社会的役割を適切に果たせるように効果的な指導育成策を講ずるには、十分な制度であるとはいえない。今後は、営業者等の申請に基づいてその施設や管理方法等を審査し、一定の水準を担保できる場合に動物取扱業として登録され営業等が可能となるような新たな制度を導入すべきと考える。

(3) 指導基準の整備

動物取扱業者には、動物愛護、危害防止、動物由来感染症の予防、良好な生活環境の維持及び自然環境の保護の視点に立った適切な飼育管理や施設管理等が求められる。また、顧客等に対しては、この五つの視点に立った十分な助言や説明が行われるべきである。

このようなことから、動物取扱業者に対する指導基準は、施設基準や 管理基準として明示されるべきであり、具体的な基準の設定に当たって は、以下のような配慮が必要となる。

動物愛護

動物取扱業者は、自らの取り扱う動物の生理、習性に適合した飼育保管に努める必要がある。このため、適切な飼育設備を整えるとともに、ワクチン接種等の健康管理を行うことが重要である。

特に、犬猫については、幼齢で販売されがちであるが、この時期は 免疫を獲得していないため病気になりやすく、早期に母親から放され ることによる問題行動を生じやすい。こうした飼育管理が難しい時期 の動物の販売は避けるべきである。また、安易な動物飼育による遺棄 等の防止のため、子供への販売を行わないことも重要である。

動物が病気になった場合などには、速やかに獣医師による適切な措置を講ずる等の配慮が必要である。

さらに、動物を輸送する場合にも、適切な環境が維持されるよう配 慮すべきである。

危害防止

動物の販売及び譲渡を行う場合には、動物の習性等について十分な 説明を行い、動物による危害の発生を防止する必要がある。 特に、特定動物の場合には、購入・譲受希望者に対して関係法令による規制について書面で説明することが必要である。また、許可を受けた場合であっても、販売・譲渡者には、販売・譲渡先の住所、氏名、連絡先の記録や都への報告を義務付けるべきである。

動物由来感染症の予防

動物由来感染症の発生を防止するため、施設内の衛生管理、取扱動物の健康管理と適切な飼育環境の維持が必要である。また、万が一感染症が発生した場合に、行政が動物の移動状況を把握し有効な対策が立てられるよう、動物取扱業者は仕入・販売先の情報を記録保管することが必要である。

良好な生活環境の維持

施設外部の環境に対し、騒音・悪臭・羽毛飛散等の影響を防止する ための目安となる、施設基準、管理基準等の整備が必要である。また、 営業者による自主的管理を促進するため、行政は騒音・臭気等の状況 を簡易に判断できる指標を提示すべきである。

自然環境の保護

動物の逸走や遺棄は、自然環境に悪影響を与えるおそれがある。そのため、販売等に当たっては、動物の逸走等を防止するための飼育上の注意を記した書面による説明が行われる必要がある。また、行政は、外来野生動物等の適正飼育は難しいことを普及啓発するとともに、安易な外来野生動物の輸入販売を抑制する方策を検討することが必要である。

(4) 動物取扱責任者の配置

動物取扱業者には、動物の生理、習性に適応した飼育管理や顧客に対する説明能力などが必要である。

そのため、動物の飼育等についての知識や経験を有する従業者を動物 取扱責任者として各施設に配置すべきである。また、管理責任を明確化 するとともに顧客の信頼確保にも役立つよう動物取扱責任者氏名を施設 内に掲示するなどの仕組みを検討すべきである。 さらに、動物取扱業者は、従業者に対して動物飼育、動物由来感染症等に関する知識の修得機会を与え、従業者の資質向上に努めなければならない。

(5) 優良施設の認定等

動物取扱業者の自主的な取組を誘導する手法として、構造設備や管理 状態が特に優れた施設を優良施設と認定し、一方基準違反施設に対して は営業者氏名を公表するなどの仕組みを検討すべきである。

このような仕組みは、都民が動物取扱業者を利用する際の選択の指標ともなりうるものである。

2 指導体制の整備

動物取扱業者の指導育成のための方策を推進していくためには、行政による効果的な監視指導体制が確立されることだけでなく、営業者の自主的な取組によるレベルアップが不可欠である。

(1) 効果的な監視指導体制の確立

監視指導機関

現在、都条例に基づく動物取扱業の届出は、保健所を窓口として行われている。今後、動物取扱業者に対する指導を強化していくためには、動物の取扱いや衛生管理に関する専門知識をもつ職員の配置が不可欠である。しかしながら、特別区の保健所には専門知識を有する職員(獣医師)である動物監視員がいないため、十分な監視指導が行いにくいと考えられる。そのため、特別区の区域で、新たな制度に沿って指導を行う場合には、東京都動物保護相談センターの動物監視員を活用した監視指導体制を確立する必要がある。

動物取扱業者の教育

新たな制度を導入するに当たっては、動物取扱業者の対応を容易に するとともに、その負担の軽減を図り、実効性の確保に努める必要が ある。このため、行政は動物取扱責任者講習会の開催をはじめ飼育管理マニュアルの作成やモデル施設の例示をすることが重要である。

特に、動物由来感染症については、その知識の普及が急がれるため、 わかりやすい解説冊子やビデオ等の視聴覚による教育資材を作成すべ きである。

動物監視員研修

動物の取扱いに関する知識は専門的な内容も多く、監視指導する職員の能力を維持、向上する必要性は高い。そのため、業務に当たる職員に対する研修なども実施していく必要がある。

他の行政機関との連携

消費者相談窓口には、購入直後の動物の死亡などについての相談が寄せられている。この背景には、衛生管理や動物愛護上の問題が含まれる場合もあり、今後は消費者相談窓口等との定期的な情報交換や連携を図り、実態を把握し、トラブルの未然防止対策を検討することが必要と考えられる。

(2) 民間団体と行政との連携協力

動物取扱業者の指導育成に当たっては、行政とともに業者団体や動物 愛護団体などの民間団体が協働していくことが必要である。これにより、 より柔軟できめ細かい対応が可能となる。

講習会の充実

現在、都では動物取扱業者対象の講習会を年1回開催しているが、 受講率は2割程度にとどまっている。また、小規模な施設が多いため、 営業者自身では独自の教育制度を設けにくい現状にある。

したがって、今後は都が開催する講習会の回数や場所等を拡大する とともに、民間団体から講師を招いたり、講習会を共催するなど積極 的な連携を図り、講習機会の拡充、講習会の質の向上に取り組むべき である。

普及啓発資材の活用

都では動物取扱業者向けに動物由来感染症、特定動物の許可制等に

ついて説明した普及啓発冊子の作成配布を行い、動物取扱業者の資質の向上に努めている。

また、民間団体でも独自に動物の飼い方を説明したリーフレット等を作成配布している。今後は、これら普及啓発資材等の共同開発等積極的な連携を図り、内容の優れたものについては広く活用するよう協力を求めていくべきである。

地域での連絡組織づくり

動物取扱業者だけでなく、民間団体や開業獣医師、行政等を構成員とした組織づくりが進めば、適正飼育等に関する情報交換が活発になり、動物飼育に関する様々な問題に対して臨機応変な対応が可能となる。地域単位で、そのような連絡体制づくりを進め、情報交換や普及啓発の場として活用していくことも有効である。

おわりに

動物取扱業者には、動物の適正飼育推進の担い手としての役割が期待され、その指導と育成は、「人と動物が共生する潤いのある街づくり」の基礎をなす。そのため、動物取扱業者には、このような重要な役割を十分に認識し、その責務を果たす姿勢が求められる。

一方、動物飼育に関する問題の多くは、かわいらしさや珍しさから安易に動物を飼い始める都民の姿勢にも原因の一端がある。そのため、都民に対しても自らのライフスタイルや居住環境、飼育に必要な知識や能力等を考慮して、適切な動物種を選択し終生飼育するよう普及啓発に努める必要がある。

当審議会としては、取り扱う動物種の範囲の広がりや新たな業種の出現など、日々変わる動物取扱業者を巡る状況を的確に把握し、都条例の見直しを含め必要に応じた施策が適切に展開されることを希望する。